

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【公表番号】特表2020-516837(P2020-516837A)

【公表日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2020-023

【出願番号】特願2019-530101(P2019-530101)

【国際特許分類】

F 24 F 13/22 (2006.01)

【F I】

F 24 F 13/22 2 2 2

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月27日(2020.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

結露管理システムであって、

第1のフィルム支持体と第2のフィルム支持体との間で前記フィルムの長手方向軸線に沿って張力によって伸ばされるように構成された細長い可撓性フィルムを備え、前記フィルムが、

前記フィルムの幅にわたって横方向に延びる第1の端部及び第2の端部と、

前記第1の端部と前記第2の端部との間で長手方向に延びる第1の側部及び第2の側部と、

前記第1の側部と前記第2の側部との間に延びる凹面と、前記第1の側部と前記第2の側部との間に延びる反対側の凸面と、

前記凹面及び前記凸面のうちの少なくとも一方に配置されたマイクロチャネルであって、前記フィルムの前記長手方向軸線に対してゼロより大きい角度で配置され、前記フィルムが前記第1のフィルム支持体と前記第2のフィルム支持体との間で長手方向に伸ばされるときに、前記フィルムの前記凹面及び前記凸面に所定の曲率半径を生じさせるように構成される、マイクロチャネルとを備え、

前記所定の曲率半径が、前記第1の支持体と前記第2の支持体との間の距離に応じて変化し、

前記第1のフィルム支持体及び前記第2のフィルム支持体がそれぞれ、前記可撓性フィルムの前記第1の端部及び前記第2の端部がそれ取り付けられる、実質的に平坦な取付面を有し、

前記フィルムの前記曲率半径の最小値が、前記第1のフィルム支持体と前記第2のフィルム支持体との間の前記フィルムの長手方向の中間点で生じ、

前記曲率半径の最大値が、前記第1のフィルム支持体及び前記第2のフィルム支持体の近くで生じる、結露管理システム。

【請求項2】

前記フィルムの前記側部が、前記第1の支持体及び前記第2のフィルム支持体以外によつて支持されない、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記フィルムが、前記第1のフィルム支持体及び前記第2のフィルム支持体に取り外し

可能に取り付けられている、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 4】

前記マイクロチャネルが、前記フィルムの前記凹面及び前記フィルムの前記凸面の一方又は両方に沿って延びている、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 5】

第 2 のマイクロチャネルの組を更に備え、前記マイクロチャネルの長手方向軸線が、前記フィルムの長手方向軸線と実質的に平行である、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 6】

前記マイクロチャネルの長手方向軸線が、前記フィルムの長手方向軸線に対して 0 度超かつ約 60 度未満の角度で配置されている、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 7】

前記フィルムの底部が、前記第 1 のフィルム支持体と前記第 2 のフィルム支持体との間で重力方向に沿って下向きに傾斜している、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記フィルムの下向き勾配が、約 0 . 0 1 ~ 0 . 2 である、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 9】

長手方向軸線及び横方向軸線の一方又は両方に沿った前記フィルムの剛性が、約 100 ポンド / フィート / リニアインチ ~ 約 1500 ポンド / フィート / リニアインチである、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 10】

前記フィルムが、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリエステル、コポリエステル、及びポリウレタンのうちの少なくとも 1 つを含む、請求項 1 に記載のシステム。